

# 新生児聴覚検査費用助成のご案内

中津川市役所 健康医療課

中津川市では令和2年4月1日以降出生のお子さんを対象に、新生児聴覚検査費用の一部助成を始めることになりました。新生児聴覚検査は、産科医療機関等で新生児を対象に行う「耳のきこえ」の検査です。出生後早期の検査が勧められています。

- <対 象> 令和2年4月1日以降の出生児で生後6か月以内の児  
かつ中津川市に住民票がある児
- <助成内容> 新生児聴覚検査に要した費用の1/2（100円未満切り捨て、上限4,000円）  
医療機関により検査費用は異なります。 ※精密検査は対象外
- <助成方法> 検査を受けた医療機関によって助成の方法が異なります。「中津川市新生児聴覚検査受診票兼結果票」または「中津川市新生児聴覚検査受診等証明書」を医療機関にご提出ください。
- <その他> 出生した医療機関で検査を受けなかった方は、下記までお問合わせください。

<p>◆委託医療機関◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林メディカルクリニック</li> <li>・中津川市民病院</li> <li>・市立恵那病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中津川市新生児聴覚検査受診票兼結果票」を医療機関にご提出ください。</li> <li>・新生児聴覚検査に要した費用の1/2（医療機関の提示額）を医療機関にお支払いください。</li> </ul>
<p>◆委託外の医療機関◆ 上記以外の医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中津川市新生児聴覚検査受診等証明書」を医療機関にご提出ください。</li> <li>・検査費用を一旦全額自己負担し、後日下記申請窓口で助成申請を行います。口座振り込みにて検査費用を助成します。</li> </ul> <p><b>医療機関での手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査費用を全額自己負担し、領収書・明細書を受け取る。領収書・明細書に新生児聴覚検査費用が明記されていない場合は、「中津川市新生児聴覚検査受診等証明書」を記入してもらう。</li> </ul> <p><b>申請について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査後は速やかに申請してください。</li> <li>・申請期限：令和3年3月31日（水）</li> </ul> <p><b>持ち物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 領収書・明細書   <input type="checkbox"/> 預金通帳（申請者名義）   <input type="checkbox"/> 印鑑   <input type="checkbox"/> 母子手帳</li> <li><input type="checkbox"/> 中津川市新生児聴覚検査受診等証明書（領収書、明細書に聴覚検査の費用が明記されている場合は必要無）</li> <li><input type="checkbox"/> 中津川市新生児聴覚検査受診票兼結果票（未記入のもの）</li> </ul> <p><b>申請窓口（市内4か所）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川市役所 健康医療課</li> <li>・坂下健康福祉会館「あおぞら」   (Tel70-1016)</li> <li>・福岡保健センター   (Tel72-2111)</li> <li>・付知総合事務所   (Tel82-2111)</li> </ul> <p style="text-align: right;">事前にお電話ください</p>

【お問い合わせ】 中津川市役所 市民福祉部 健康医療課 電話：(0573)66-1111（内線626・657）